

# 令和3年度ものづくり魅力発信助成金 募集開始

市内中小製造業者によるものづくりの魅力発信、児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成、企業間の連携による新たな商品開発・販路拡大等を図る取組に対し、活動経費を最大10万円助成する「ものづくり魅力発信助成金」の募集を本日から開始します。

## 1 助成金の区分について

区分	概要	対象経費
ものづくり魅力発信事業	ものづくりに対する住民の理解促進や魅力向上、児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成にかかる取組に対する助成です。 例) ◇近隣住民等を招いた工場見学やお祭り ◇小学生を招いた職業体験 ◇学校等へ出向いての出前講座・ワークショップ	◇報償費 ◇旅費 ◇消耗品費 ◇燃料費 ◇食糧費 ◇印刷製本費 ◇光熱水費 ◇通信運搬費 ◇広告料 ◇保険料 ◇委託料 ◇材料及び賃借料
ものづくり企業間連携事業	2者以上の事業者が連携し、新製品の開発・販路開拓等を行う事業で、これに伴う調査・情報収集・広報活動等に対する助成です。 例) ◇研修会・勉強会の開催及び講演会・セミナーへの参加 ◇展示会等※（展示会、見本市、商談会又はこれらに類するものでオンライン開催のものを含む）への出展 ※本市主催又は共催の展示会等を除く ◇ホームページ開設及びパンフレット作成 ◇新製品・新技術開発、共同受注等に取り組むための市場調査、技術調査	◇謝金 ◇交通費※ ◇会場費 ◇参加費 ◇外注・委託費 ◇出展費 ◇会場整備費 ※事業に関わる出張費用だけを明確にできる場合のみ

## 2 助成対象者の要件

次に該当する方

- (1) 横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所(部門)）を置く製造業であり、かつ中小企業または個人事業主であること。
- (2) 2者以上の事業者で申請する場合は、構成員のうち2分の1以上が横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所(部門)）を置く製造業であり、かつ中小企業または個人事業主であること。

## 3 助成率及び助成限度額

助成対象経費の1/2（限度額10万円）

- 4 申請期間 2021年4月2日(金)から2022年1月31日(月)午後5時まで  
※**事業を開始する前日までに**提出が必要です。  
※予算額に達した場合は、申請期間前に募集を終了することがあります。

- 5 補助対象期間 2022年2月28日(月)まで

※申請先及び制度の詳細等はホームページを御参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/seizou/kyousei-mono.html>

横浜市ものづくり魅力発信

検索



お問合せ先		
経済局ものづくり支援課長	瀧澤 恭和	Tel 045-671-3839

# ものづくり 魅力発信助成金

魅力発信!  
企業間連携!



## ものづくりの魅力発信・ものづくりで 企業間連携を応援します。

市内中小製造業者のものづくりに対する住民の理解促進並びに、児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成及び企業間の連携による新たな商品開発、販路拡大等を図るために実施する取組に対し、その活動経費の一部を助成します。



最大 **10万円** 助成

※助成対象経費の1/2(最大10万円)まで助成

申請・お問い合わせ先 横浜市経済局ものづくり支援課(ものづくり魅力発信助成金担当)

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階

TEL:045-671-3490 (平日 9:00~17:00) email:ke-miryoku@city.yokohama.jp



制度の詳細は、ホームページでご確認ください。

横浜市ものづくり魅力発信

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/seizou/kyousei-mono.html>





### 助成対象者の要件

次に該当する者

- (1) 横浜市内に1年以上、事業所(本社、支社、工場、研究所(部門))を置く製造業であり、かつ中小企業または個人事業主であること。
- (2) 2者以上の事業者で申請する場合は、構成員のうち2分の1以上が横浜市内に1年以上、事業所(本社、支社、工場、研究所(部門))を置く製造業であり、かつ中小企業または個人事業主であること。

### 申請期間

2022年1月31日(月)午後5時まで

※予算額を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります

### 対象期間

2022年2月28日(月)まで

### 申請区分

助成金には、以下の2つの区分があります。

区分	概要	対象経費
ものづくり 魅力発信事業	ものづくりに対する理解促進や魅力向上、児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成にかかる取組に対する助成です。  例) ◇小学生を招いた職業体験 ◇学校等へ出向いての出前講座・ワークショップ ◇近隣住民等を招いた工場見学やお祭り	・報償費 ・消耗品費 ・食糧費 ・光熱水費 ・広告料 ・委託料・使用料及び賃借料  ・旅費 ・燃料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・保険料
ものづくり 企業間連携事業	2者以上の事業者が連携し、新製品の開発・販路開拓等を行う事業で、これに伴う調査・情報収集・広報活動等に対する助成です。  例) ◇研修会・勉強会の開催及び講演会・セミナーへの参加 ◇展示会等 ※(展示会、見本市、商談会又はこれらに類するものでオンラインで開催するものを含む)への出展 ホームページ開設及びパンフレット作成 ◇新製品・新技術開発、共同受注等に取り組むための市場調査、技術調査 ※本市主催又は共催の展示会等を除く	「情報収集事業」「広報活動事業」「販路開拓事業」「市場動向・技術調査事業」の各事業によって下記の対象となる経費区分が変わります。  ・謝金 ・会場費 ・外注・委託費 ・会場整備費  ・交通費※ ・参加費 ・出展費  ※事業に関わる出張費用だけを明確にできる場合のみ

### 助成率及び助成限度額

対象経費の1/2(上限額10万円)

### 申請書の提出

事業を開始する前日までに提出が必要です。

【申請期間】 2022年1月31日(月)午後5時まで

※予算額を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります

### 実績報告書の提出

【提出期限】 事業完了の日から起算して60日以内又は当該年度の3月15日(火)までのいずれか早い日まで

### 申請書及び実績報告書の提出方法

まずは申請書類及び実績報告書類一式を次のアドレスへメールでご提出ください。

担当から折り返し確認の連絡をしますので、その後、各2部(正本1部、副本1部)ずつ用意し、ご郵送ください。

発送後に、電話またはメールでご連絡ください。申請書類及び実績報告書類の提出は上記日程必着です。

メール: ke-miryoku@city.yokohama.jp 電話: TEL:045-671-3490 (平日 9:00~17:00) ※昼時間(12:00~13:00)を除く

郵送先: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所31階

横浜市経済局ものづくり支援課 「ものづくり魅力発信助成金担当」宛